

四日市市病院管理規程第 2 号

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 1 日

四日市市病院事業管理者 一宮 恵

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

市立四日市病院企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程（平成 1 8 年病院管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（非常勤職員又は臨時的若しくは期限付き任用職員の給与）</u></p> <p><u>第 3 条 非常勤職員又は臨時的若しくは期限付き任用職員に対する給与については、この規程によらず別に管理者が定めることができる。</u></p> <p>（雑則）</p> <p>第 4 条 （略）</p>	<p>（雑則）</p> <p>第 3 条 （略）</p>

附 則

この規程は、平成 2 7 年 2 月 1 日から施行する。